

| 請 願 文 書 表 | |
|---------------------------------|--------------|
| 番号 4-1 | 受付 令和4年2月14日 |
| 件名 小児への新型コロナワクチン接種の中止を求める請願書 | |
| 紹介議員 石田 裕 | |

〔請願理由〕

現在、厚生労働省はオミクロン株の感染拡大を受け、自治体に対して、小児（5歳から11歳）の新型コロナワクチン接種の準備を促している。しかしコロナが発生してから2年がたち、多くの子どもが新型コロナに感染しているが10代の死亡者4人、重症化6人、10歳未満は死亡者0人、重症化7人と非常に少ない。報告された4人の死亡事例は事故死や重度の基礎疾患が原因で亡くなった者が陽性であったため死亡事例に計上されるなど、特殊なケースが多いことからリスクは非常に限定的と言える。同ワクチンの確認されている効果は発症予防と重症化予防であり、ほぼ重症化しない小児を一律に接種対象にすることは適切ではない。また同ワクチンは感染予防効果が確認されておらず、ワクチン接種した者が多数、オミクロン株に感染している事実からも感染予防効果は期待できない。何よりオミクロン株に対する同ワクチンの効果は全く確認されていない。また接種にはリスクも伴う。接種後の10代の副反応疑いは本年1月21日現在で1606件、うち、重篤化387件、死亡5件と感染による累計2年間の10代死亡者数、重症者数を上回っており、小児にとって同ワクチンの接種はリスクが大きいと言える。以上のことから下記の事項を要望する。

記

1. 5歳以上、11歳以下の子ども全てを一律に対象とし、同ワクチン接種事業を行うことは中止するよう国の関係機関に意見書を提出すること。
2. 市の広報等で同ワクチンに感染予防効果は確認されていないことやオミクロン株に対する効果が確認されていないこと、20歳未満の同ワクチン接種後の重篤、死亡事例の件数と新型コロナ陽性者の重症、死亡事例の件数を市民に周知するよう市に求めること。

以上

| 請 願 文 書 表 | |
|---|--------------|
| 番号 4-2 | 受付 令和4年2月14日 |
| 件名 新型コロナワクチン接種において市民の生命と健康を十分に確保するための請願書 | |
| 紹介議員 大波 修二 | |

請願の趣旨

政府は5歳～11歳への新型コロナワクチン接種を特例承認し、2022年3月から対象年齢への接種(11歳以下の努力義務対象外)を開始する予定です。

しかし、10歳未満のコロナ感染死は日本ではゼロであり、10代の死亡者数もコロナ禍が始まってまだ4人です。この4人のうち3人は基礎疾患があり、1人は交通事故で病院に搬送された後、PCR検査で陽性と判定されたと報道されています。つまり、普通に健康な未成年が、コロナ感染が直接の原因で死亡した事例は、まだ1例も報告されていないのです。

ワクチン接種後に10代は既に5人が死亡したと報告されています。また、20代もワクチン接種後の死亡が27人と、コロナ感染死の26人を上回っています。

ワクチン接種後に重篤と報告された事例が、10代で387人、20代で713人、合わせて1100人もいることです(厚生労働省1月21日時点の報告数)。現実には、ワクチン接種後の後遺症が続き、学校に行けなくなった子どもたちが実在しています。

この厳然たる事実からも明らかなように、10代・20代は明らかにワクチン接種のリスクがメリットを上回っております。今後、5～11歳に接種を拡大した場合にも、深刻な健康被害の発生が危惧される状況です。

また、mRNAワクチンが人類に本格的に使われるのは初めてのことで、それが将来、子どもや若者たちにどんな影響を及ぼすのか、まだ全く分かっておりません。このワクチンは安全性及び有効性の情報に制約があり、審査を慎重にすべきことです。

このような「事実」をほとんど知らせないまま、リスクを自分で判断できない幼い子どもにまでワクチンを接種させようとするのは、この国の未来に責任を持つべき大人として、全く「不誠実」であると言わざるを得ません。

ワクチン接種後の副反応疑い、重篤事例、死亡事例の統計値並びに年代別合計値を市民に知らせてほしいと考えます。

市民の生命と健康を守るために大和市に以下のことを求めます。

記

1. コロナワクチンを接種する際、メリット・デメリットを市民がしっかり理解できるよう十分な説明と正しい情報を提供すること。
2. 個人情報に当たる「ワクチン接種の有無」を生徒や学生に問わないこと。
3. ワクチン非接種者を行事や実習に参加させないといった差別をしないこと。

以上

| 陳 情 文 書 表 | |
|--------------------------------|---------------|
| 番号 3-20 | 受付 令和3年11月29日 |
| 件名 重度障害者自動車燃料費の助成制度についての陳情書 | |

1. 件名 重度障害者自動車燃料費の助成制度についての陳情書

2. 趣旨

2-1 陳情の要旨

自動車燃料費の助成制度は、透析者の通院支援に大いに活用させていただいているところですが、請求方法の簡素化について提案させていただきます。

2-2 陳情の理由

自動車燃料費の助成制度は、1か月の支給限度額が2,000円と定められていることから、申請時にエビデンスとして月ごとのガソリン代領収書を用意する必要があります。そのためガソリンの残量がまだあったとしても毎月ガソリンスタンドに給油に行く必要があります。ガソリン代を安くできるセルフ給油のスタンドが多くなっていますが、体の不自由な障害者は、高齢化に伴って車を降りて行う給油作業は大きな負担となっています。

さらに近年の自動車は、高燃費化やガソリンタンクの大型化のために2~4か月に1回程度の給油で済ませることができます。例えば、毎月2,000円の3枚の領収書と6,000円1枚の領収書では、支給額は同じですが、給油回数は2回分少なく負担を減らすことができます。

障がい福祉の手びきからの抜粋

(6) 自動車燃料費の助成

.....

②助成を受ける方法

(ア) 登録申請(助成を受けるためには、事前に登録申請が必要です。)

[申請に必要なもの]

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、預

金通帳

(イ) 請求方法

登録手続き後、その月から1か月2,000円を限度として燃料費の請求ができます。

請求月は10月と3月です。2,000円未満の場合はその金額になります。

[請求に必要なもの]

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、自動車燃料費の領収書※本人以外に宛てた領収書で助成を受けることはできません。また、不鮮明な領収書では助成できないこともあります。

2-3 説明の改定案

②助成を受ける方法

(ア) 登録申請

助成を受けるためには、事前に登録申請が必要です。3月請求時に次年度の継続登録ができます。

(イ) 支給限度額

登録月から1か月2,000円を限度として、年度末までの金額が上限となります。最大24,000円。転籍の場合は転籍月まで、登録解除した場合は解除月までの金額となります。

(ウ) 請求方法

① 3月に年度分をまとめて請求するか、半年ごとに請求することもできます(9～10月と3月)。転籍の場合は、転籍月以降いつでも請求できます。

② 請求時にガソリン代の領収書が必要となります。請求する月数によって支給限度額が決まりますが、領収書の合計金額が算出した限度額未満の場合、領収書の合計金額の支給となります。

[登録および請求に必要なもの]

身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車検査証、運転免許証、印鑑、預金通帳

| 陳 情 文 書 表 | |
|-------------------------|--------------|
| 番号 4-1 | 受付 令和4年1月28日 |
| 件名 インボイス制度再検討を求める陳情書 | |

【陳情趣旨】

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。

2022年1月現在、下記の団体が「中止」「凍結」「延期」「見直し」などを表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

日本商工会議所「インボイス制度の導入は当分の間凍結すべき」「令和4年度税制改正に関する意見」（2021年9月15日）より

全国商工団体連合会「インボイス制度実施中止に」 各種配布物より

中小企業家同友会全国協議会「インボイス制度の導入を凍結し実施しないこと」

「【21. 11. 22】新型コロナウイルスに関する第9次緊急要望・提言を提出」より

全国建設労働組合総連合

「免税事業者が取引から排除されたり、値引き強要等の影響を受けないような仕組みに見直し」

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の見直しを求める要請署名」より

日本税理士会連合会／日本税理士政治連盟

「適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること」

「令和4年度税制改正に関する要望」（令和3年6月）より

日本出版社協議会

「消費税増税への地ならしともなるこの制度に反対し、実施の中止を求める」

「【声明】インボイス制度（適格請求書等保存方式）に反対する」（2022年2月3日）より

※公式見解から一部抜粋して掲載

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中

小業者の存在が不可欠です。「税制で商売を潰すな」の願いを込め、陳情します。

【陳情項目】

2023年10月1日から導入される「インボイス制度」の再検討を、大和市から国に求めてください。

| 陳 情 文 書 表 | |
|----------------------------|-------------|
| 番号 4-2 | 受付 令和4年2月7日 |
| 件名 大和市議会基本条例の改正についての陳情書 | |

【陳情の趣旨】

大和市議会においては、議員の政務調査活動の権限拡大を目的として、大和市議会基本条例の改正を検討していただきたい。

【陳情の理由】

大和市議会基本条例(以下「議会基本条例」という。)第10条(市長等の説明責任)は、第1項において「議会は、重要な計画、政策、事業等について、市長等に対し十分な説明を求めるものとする。」旨を規定する一方で、第2項では「市長等は、予算又は決算を議会に提出するに当たっては、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう努めるものとする。」旨を規定することとどまることから、現状、大和市議会所属の議員は、市長等から提出を受けた説明資料ないし口頭説明(答弁を含む。)のみをもって、市の予算又は決算の適正を判断せざるを得ず、事実確認につき、さらなる資料を求めるには、大和市情報公開条例に基づき、一般私人同様に、行政文書として入手するしかすべがなく、公開された行政文書に非公開情報(第7条各号参照。)が記載されている場合には、当然に、必要とする情報の全てを入手でき得ないのである。しかしながら、議員が、市の予算又は決算が適正である否かを判断するには、所管課職員が知り得ると同等の情報を保有することが必要不可欠であること鑑みれば、議員が必要とする情報を入手でき得ない瑕疵は、速やかに改善されるべき問題なのである。すなわち、市の予算又は決算が適正であるか否かとは、該当する事務事業に対して適正な予算配分が行われているか否かの判断であって、例えば、当該予算が高いか安いかの判断については、その個別具体的な内訳、もって、その使途の詳細を把握することで、初めて行える作業であり、このことは、所管課職員は、予算配分を行う際に、積算等の資料の必要性を認識することにより、自ら関係書類を作成し、あるいは外部から徴取することに鑑みれば、所管課職員が必要とする情報(行政文書)を、同等程度、議員に付与しないということとは、議員において、その適法性を判断でき得ないことは言うに及ばず、それを妨げる現行の議会基本条例には、議員の権利を不当に抑止する瑕疵が存することから、これを改善することによって、真に、執行機関と議事機関が相互に牽制し合える地方自治の適正な運営につながるものなのである。ただし、特定個人を識別でき得る氏名、住所(本籍地を含む。)、電話番号(携帯番号

及びメールアドレス等を含む。)等、法的保護を必要とする秘匿性の高い個人情報については、提供が不要であることを追記する。

以上

| 陳 情 文 書 表 | |
|------------------------------------|--------------|
| 番号 4-3 | 受付 令和4年2月14日 |
| 件名 やまと公園改修に係る工事請負契約の見直しについての陳情書 | |

【陳情の趣旨】

大和市においては、やまと公園改修に係る工事請負契約に関しては、その内容について見直しを検討していただきたい。

【陳情の理由】

やまと公園改修に係る工事請負契約（議案第64号）については、令和3年12月定例会において、賛成13反対13の同数により、議長裁決による同意として、その予算が承認されたところ、前段の環境建設常任委員会では、賛成少数（反対多数）により、不同意となったことに鑑みれば、当該工事請負契約には、現状、治癒でき得ない瑕疵が存すると言わざるを得ず、例えば、環境建設常任委員会において、みどり公園課長は「契約案件なので、設計内容は業者に全て公開している。」と説明する一方で、他方においては「総務課情報公開係からであれば、黒塗り部分などの程度となるかは分からないが、計画図面の閲覧は可能かと思う。ただ、大量なので、この場では提示できない。」と説明することはもとより、環境施設農政部長は「設計図面は入札で使用されており、当然公開対象となるので、この場に用意できなかった点は申し訳なく思う。部数は少ないが、主な平面図や構造図であれば、設計書から抜粋し、この場にて提示したいが、いかがか。」と説明するところ、そもそも論として、市（執行機関）が要求する事務事業に係る予算の適否を審議する責務を負う議会（委員会を含む。）に対し、積算に要した資料については、情報公開で対応しろとか、設計書の一部（平面図及び構造図）しか提出でき得ないということは、適正な審議（予算の精査）を阻害するゆゆしき問題なのである。すなわち、当該工事請負契約の予定価格については、市（執行機関）は『土木事業積算基準』等に基づき、適正な予定価格を担保したであろうところ、その予定価格（予算）の適正を審議（検証）する議会（委員会を含む。）に対し、市（執行機関）が保有する資料ないし記載情報の全てを提供しないということは、議会（委員会を含む。）において、その積算根拠、もって、その適正を検証でき得ないのである。具体的には、環境施設農政部長が提出したであろう「平面図」や「構造図」には、仕様はもとより、その仕様に係る資材の単価及び数量が明記されていないと思料することから、総額11億円にも及ぶ工事代金の内訳詳細が不明（未確認）であることによって、適正な単価に基づく積算であるか否かを判

断でき得ないのである。それにもかかわらず、当該工事請負契約の予算に同意（賛成）をする議員は、何を事由に、適正な事業と判断しているのか疑問を拭えないのである。単に、やまと公園の整備が喫緊の課題であるというのであれば、整備を前提に、設置をする休憩所の予算、換言すれば、建築費の無駄遣い等を議論し、もって、必要最小限の設備に留めることが議会の本来の役割であって、その議論を当然に必要とするところ、現状においては、唯々、予算面だけを議論の対象に反対賛成を問うことは、乱暴な解決策と言わざるを得ないことから、全ての積算資料を基に、適正な予算をもって、やまと公園の改修を行うことが望ましいと思料するものである。

以上

| 陳 情 文 書 表 | |
|----------------------|--------------|
| 番号 4-4 | 受付 令和4年2月14日 |
| 件名 病児保育事業についての陳情書 | |

本市病児保育事業は「ぼかぼか」を除き利用人数に応じて算定される交付金体系が採用され、これまで各施設年間2,000万円を超える持ち出し(赤字)運営で成り立ってきました。長引くコロナ禍の中利用者が激減したことを受け、令和3年度の運営費が大幅減額される見込みとなり、来年度以降の運営存続が大変厳しい状況に追い込まれております。

関連法は病児保育の実施主体を「市区町村」と定め、また民間では採算が取れない性格の事業であることから委託事業で運営されるのが通例です。しかし大和市では極めて珍しい補助事業方式が採用されているため、本市施設の赤字額は全国施設の赤字額中央値(▲100万円)を大きく上回っている状況です(参考:収支▲600万円以上の施設は下位3.3%)。核家族化が進み、少子高齢化社会を迎えた今後、子育て世代の就労支援の重要性は一層増すものと思料いたします。

私どもは引き続き社会のインフラとして、市民の皆様の子育てを継続的に御支援させていただきたいと切に願っております。つきましては、本市において次の事項を実施していただきますようお願い申し上げます。

1. 令和3年度の補助金は、令和2年度に実施された国の特例措置(みなし交付)に倣う形で、大和市独自に特例措置を実施していただきたいこと。
2. 令和4年度以降、十六山病児保育室Bambini並びにもみの木医院病児保育室においても、他自治体と同様に、利用人数に影響を受けない施設定員に応じた事業方式としていただきたいこと。

大和市の病児保育事業が縮小・閉鎖となる可能性について、利用者となる子育て世代を対象にアンケートを実施しました。98%以上が、病児保育の施設・定員の維持継続を望んでいます。子育て世代の生の声も数多くいただきましたので、本陳情の参考資料として提出申し上げます。

| 陳 情 文 書 表 | |
|--------------------------|--------------|
| 番号 4-5 | 受付 令和4年2月14日 |
| 件名 「子育て王国」大和市の施策に期待する陳情書 | |

本年、2月1日の市制記念日に、大和市は「子育て王国」を宣言されました。子育てをますます市政の中心に据えるお考えと推察します。大変期待を寄せております。

近年の子育ての環境は大変厳しさを増し、中でも共働きの御家庭やひとり親家庭では、特に顕著なものです。その一つとして、子どもの急な病気に関するものがあります。小さな子どもは急な発熱など突然にしかもしばしば体調を崩します。そのような場合、仕事との両立に途方に暮れる親御さんは少なくありません。病児保育はこうした御家庭を支える施設で、一般的には「究極の子育て支援」と称されます。

病児保育事業の黎明期から大和市は大変熱心に取り組まれています。が、「子育て王国」を宣言されたことを機に、その内容と質が一層充実したものとなるよう期待申し上げます。

次の3点は、病児保育の質の向上につながり、また親御さんが病児保育を利用しやすくなる良策と考えます。「子育て王国」の施策として実施・実現していただきますようお願いいたします。

1. 病児保育自治体間広域連携の実現
2. 病児保育オンライン予約システムの導入
3. 単独型病児保育施設での医師の回診の実現